

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	千葉市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年10月31日

# 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 都道府県内に住所を有する者は、当該都道府県が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、市町村はそのうちの当該市町村内に住所を有する被保険者の管理を担い、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者としない(適用除外)。 市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。</p> <p>千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行うとともに、県内他市町村との間での被保険者情報について国保情報集約システムを介してデータ連携を行う。</p> <p><b>【資格関連事務】</b></p> <p>①個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②被保険者資格の異動等に係る届出の受理を行い、被保険者等(擬制世帯主を含む)の資格期間の管理を行う。 ③被保険者証(高齢受給者証、被保険者資格証明書を含む)の交付、再交付、更新及び回収を行う。 ④世帯主から特別の事情等に関する申出書を受理した場合、被保険者証等の交付を行う。 ⑤被保険者資格の適正化に際し、医療保険者への調査及び職権処理を行う。</p> <p><b>【賦課関連事務】</b></p> <p>①業務共通システムとの連携または所得申告書の受理により、被保険者等の所得情報を取得し、賦課台帳の作成及び管理を行う。 ②取得した所得情報により、保険料の決定または変更を行う。 ③世帯主へ保険料の決定または変更に係る通知を行う。 ④特別の理由(災害、失業等)がある場合、保険料の減免等に係る申請書を受理し、保険料の変更及び世帯主へ通知を行う。</p> <p><b>【収納関連事務】</b></p> <p>①保険料の収納情報の取得及び管理を行う。 ②保険料に過誤納が生じた場合、還付・充当処理及び世帯主へ通知を行う。 ③世帯主へ年間の納付額(口座振替または特別徴収によるものに限る)に係る通知を行う。 ④保険料を納期限までに完納しない世帯主に対し督促状の発送を行う。 ⑤督促状発送後、当該保険料(延滞金含む)を指定期日までに納付しない世帯主に対し、滞納処分等を行なう。</p> <p><b>【給付関連事務】</b></p> <p>①給付情報の取得及び管理を行う。 ②医療機関等への被保険者証の提出(現物給付)または世帯主からの療養費等に係る申請書の受理(現金給付)により、保険給付を行う。 ③取得した税情報または基準収入額の適用に係る申請書の受理により、一部負担金の割合の判定を行う。 ④被保険者から限度額認定書(標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証を含む)に係る申請書を受理した場合、当該認定証等の認定及び交付を行う。 ⑤特別の理由(災害、失業等)がある場合、一部負担金の減免等(減額、免除及び徴収猶予)に係る申請書の受理、認定及び証明書の交付を行う。 ⑥第三者行為による被害の届出を受理し、損害賠償請求金の徴収または収納を行う。 ⑦不正利得に係る返還の請求を行う。 ⑧他の法令等による医療に関する給付について、当該保険者等との調整を行う。</p> <p>(2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行なう。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt; ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から</p>
②事務の内容 ※	

	<p>委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>凡例:「※」重要事項</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	国民健康保険システム		
②システムの機能	<p>【資格関連事務に係る機能】            ・被保険者の異動等に伴う資格期間を資格DBで管理する。            ・資格DBで管理している被保険者情報をもとに、被保険者証等の交付・更新データを作成する。</p> <p>【賦課関連事務に係る機能】            ・税務システムから業務共通システムを介して被保険者(擬制世帯主含む)(以下単に「被保険者等」という。)の所得情報を取得し、賦課DBで管理する。            ・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。</p> <p>【収納関連事務に係る機能】            ・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。            ・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。</p> <p>【滞納関連事務に係る機能】            ・収納DBで管理している収納情報を業務共通システムを介して滞納管理システムに連携し、管理する。            ・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。</p> <p>【給付関連事務に係る機能】            ・レセプトデータ等から給付情報を取得し、給付DBで管理する。            ・給付情報をもとに、医療機関への保険給付データを作成する。            ・所得情報等により、一部負担金の割合の判定を行う。            ・限度額認定証等の申請に際し、当該データの登録・認定・管理を行う。</p> <p>【情報連携に係る機能】            ・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。</p>		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )		

### システム2

①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	<p>【符号管理機能】            ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>【情報照会機能】            ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>【情報提供機能】            ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>【既存システム接続機能】            ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【情報提供等記録管理機能】            ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>【情報提供データベース管理機能】            ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>【データ送受信機能】            ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>【職員認証・権限管理機能】            ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>【システム管理機能】            ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>		
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )		

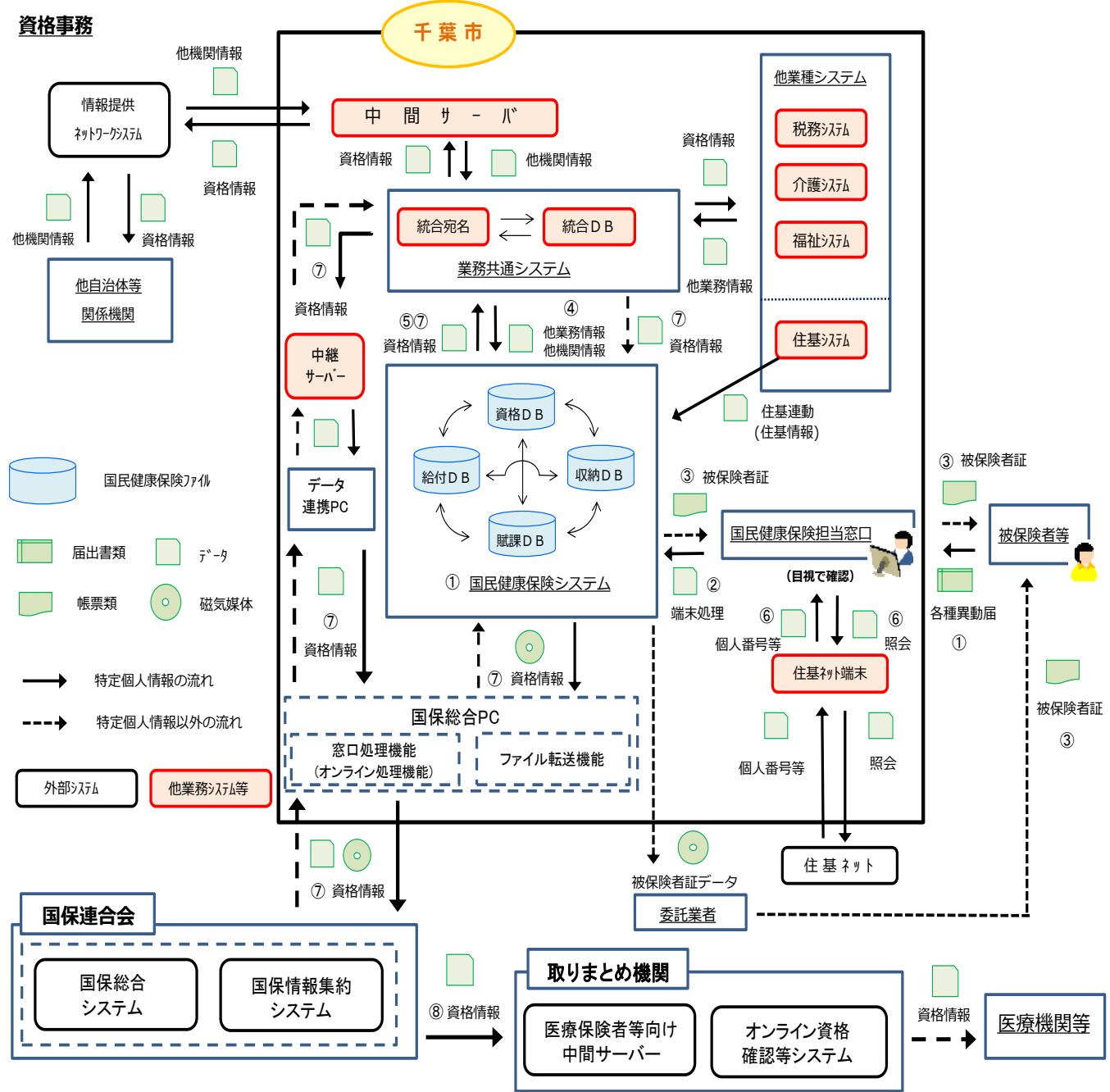
システム3	
①システムの名称	業務共通システム(府内連携システム/統合宛名システム)
②システムの機能	<p><b>【統合データベース管理機能】</b> 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p><b>【団体内統合宛名番号付番機能】</b> 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p><b>【データ連携機能】</b> (1)府内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2)中間サーバーとの情報連携を行う。</p> <p><b>【権限管理機能】</b> (1)各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2)統合データベースへのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 府内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー )</p>
システム4	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(注)」という。) (注)国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照)        (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信            市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。        (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)            都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出地市区町村と転入地市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。            また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)        (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)            市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能及びデータ連携PCを用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。        (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)            転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)        (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信            市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。        (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信            オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>(注)ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信することをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 府内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (国民健康保険システム )</p>

## システム5

①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機関保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能</p> <p>( i )資格履歴管理(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。</li> <li>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</li> </ul> <p>( ii )オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</li> </ul> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>( i )機関別符号取得(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。</li> <li>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</li> </ul> <p>( ii )情報照会 及び ( iii )情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul> <p>(iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まれない。)を提供する。</li> </ul> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能</p> <p>( i )個人番号取得 及び ( ii )基本4情報取得(実施しないため評価対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 国保情報集約システム )</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)番号制度の導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正により、国民健康保険に関する事務において個人番号の収集(申請書等に個人番号の記載を求める)を行う。また、業務共通システムを利用した府内連携により、宛名番号を介して、国民健康保険システム(以下、単に「国保システム」という。)で保有する個人情報と統合DBで保有する個人番号が紐付けられるため、特定個人情報ファイルを必然的に保有する。</p> <p>(2)国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバへ格納し、情報提供ネットワークシステムを介して関係機関等へ提供する。</p> <p>(3)&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続きの簡素化及び添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資格喪失証明書等の添付書類の省略により、市民の負担軽減が見込まれる。</li> <li>②申請等に必要な添付書類の省略により、発行元の関係機関の負担軽減が見込まれる。</li> </ul> <p>(2)行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、資格、賦課及び給付の適正化が図れる。</li> <li>②府内連携により個人情報が一元管理されることで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務の効率化及び正確化が図れる。</li> </ul> <p>(3)&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、109、110、120の項 (注)別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二の42、43、44の項 (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。 &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
8. 他の評価実施機関	

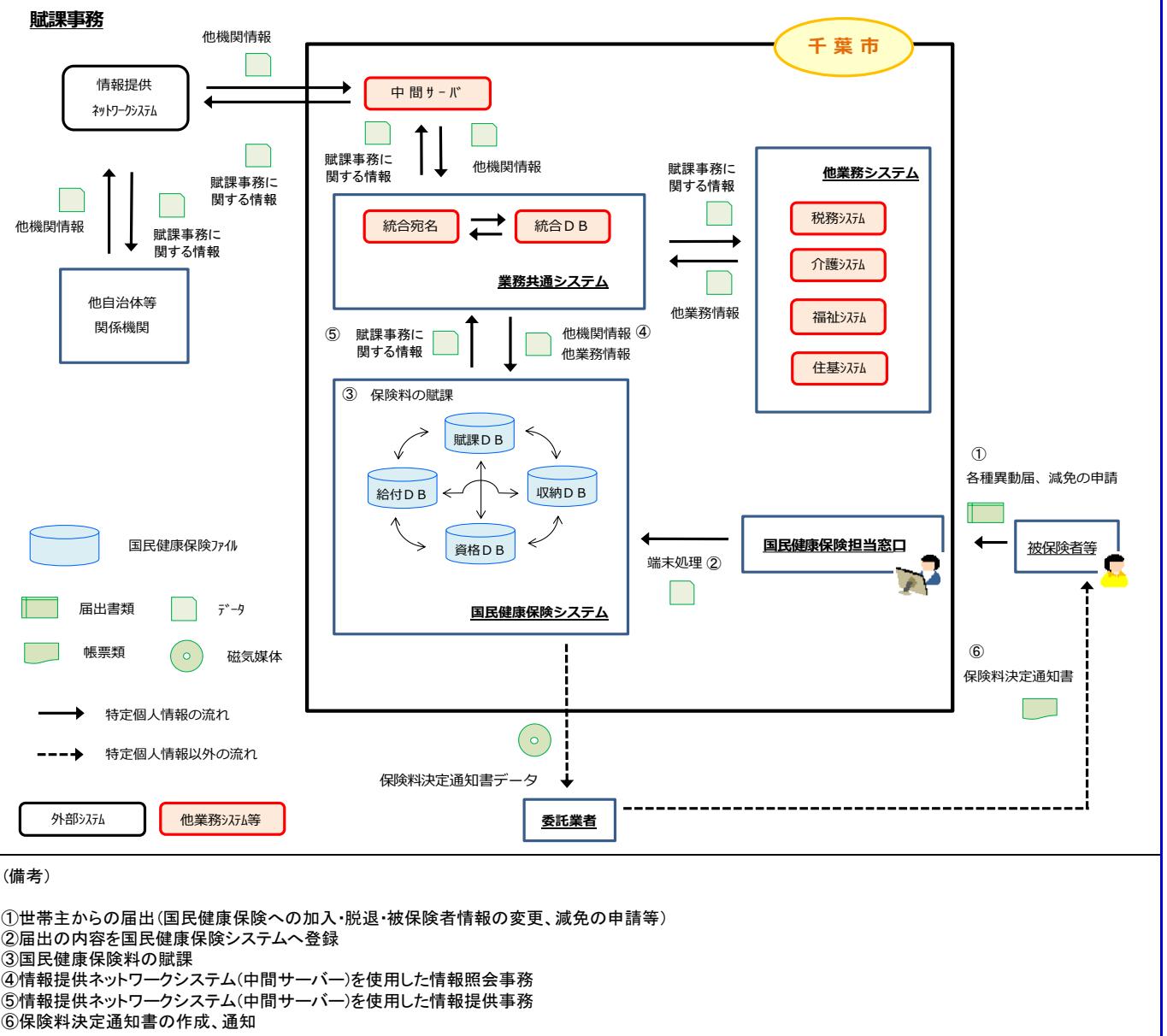
## (別添1) 事務の内容



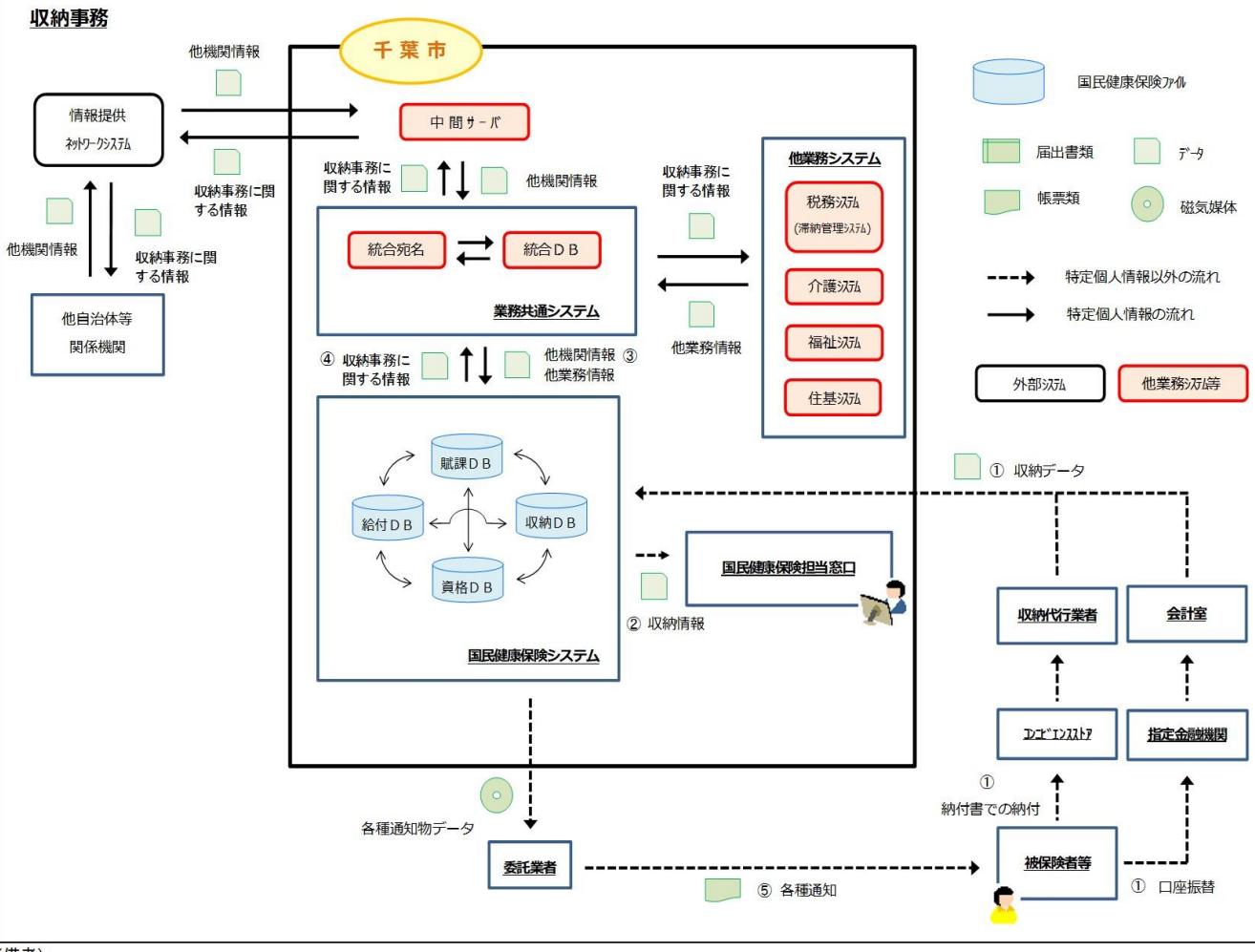
(備考)

- ①世帯主からの届出(国民健康保険への加入・脱退・被保険者情報の変更等)
- ②届出の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③被保険者証等の作成・交付
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ⑤情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑥住民登録外の被保険者の登録(住所地特例、DV対応等)のために個人番号等の取得・確認を行う。
- ⑦国保総合PCを使用した国民健康保険システムと国保情報集約システム間の資格情報の連携
- ⑧国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの資格情報の連携

## (別添1) 事務の内容



## (別添1) 事務の内容

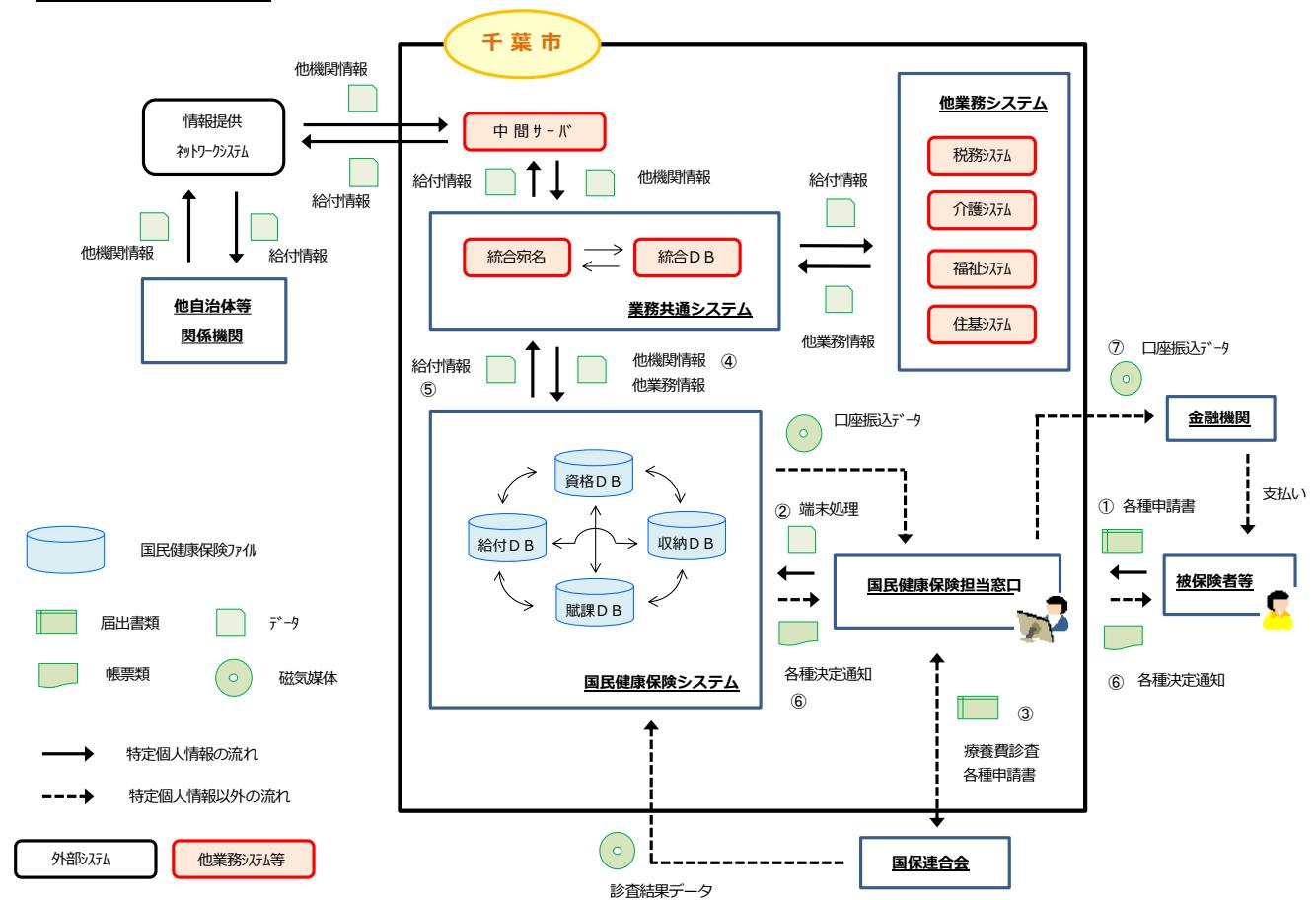


(備考)

- ①被保険者の納付
- ②保険料の収納情報の管理
- ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑤各種通知の作成、通知(督促状、確定延滞金納付書、還付・充当通知、納入済通知書)

## (別添1) 事務の内容

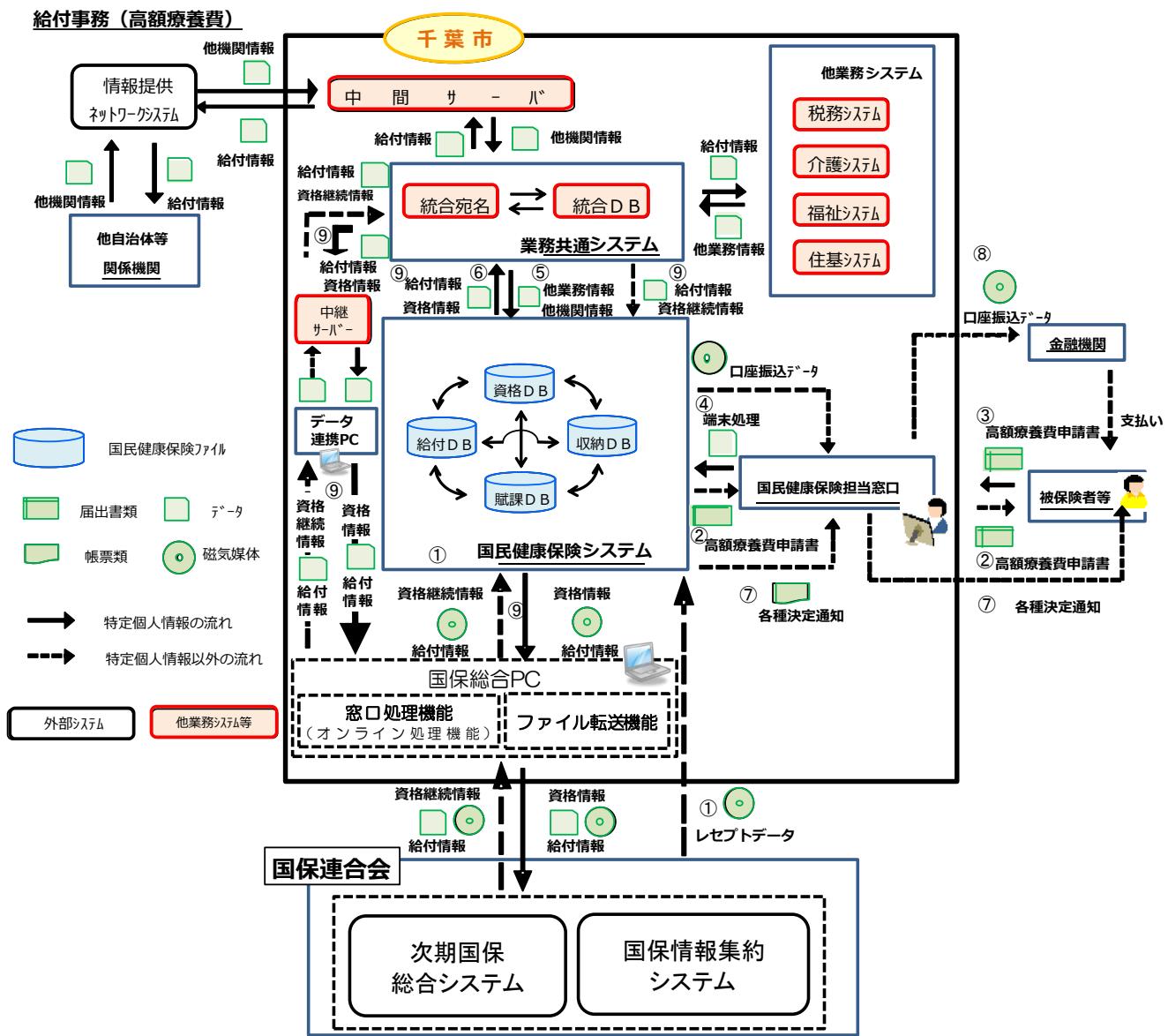
### 給付事務（医療費申請等）



### (備考)

- ①世帯主からの申請(療養費等)
- ②申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③申請の内容を審査
- ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ⑤情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑥各種通知の作成、通知(療養費支給決定通知書等)
- ⑦世帯主への振込

(別添1) 事務の内容

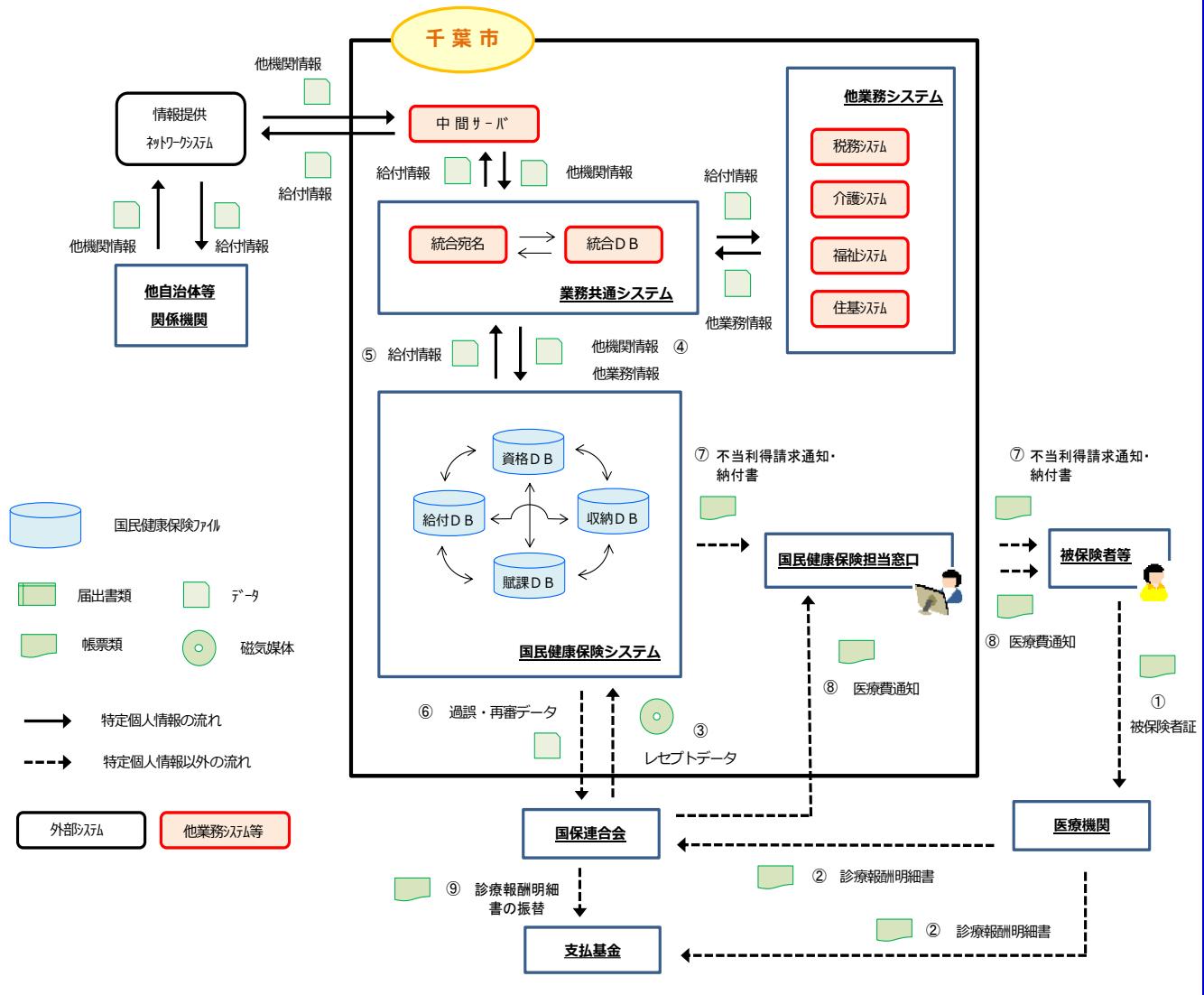


(備考)

- ①被保険者のレセプトデータを新国民健康保険システムへ登録
- ②高額療養費申請書の作成、送付
- ③世帯主からの申請（高額療養費）
- ④申請の内容を新国民健康保険システムへ登録
- ⑤情報提供ネットワークシステム（中間サーバ）を使用した情報照会事務
- ⑥情報提供ネットワークシステム（中間サーバ）を使用した情報提供事務
- ⑦各種通知の作成、通知（高額療養費支給決定通知等）
- ⑧世帯主への振込
- ⑨国保総合PCを使用した国民健康保険システムと国保情報集約システム間の資格・給付情報の連携

## (別添1) 事務の内容

### 給付事務（レセプト管理）

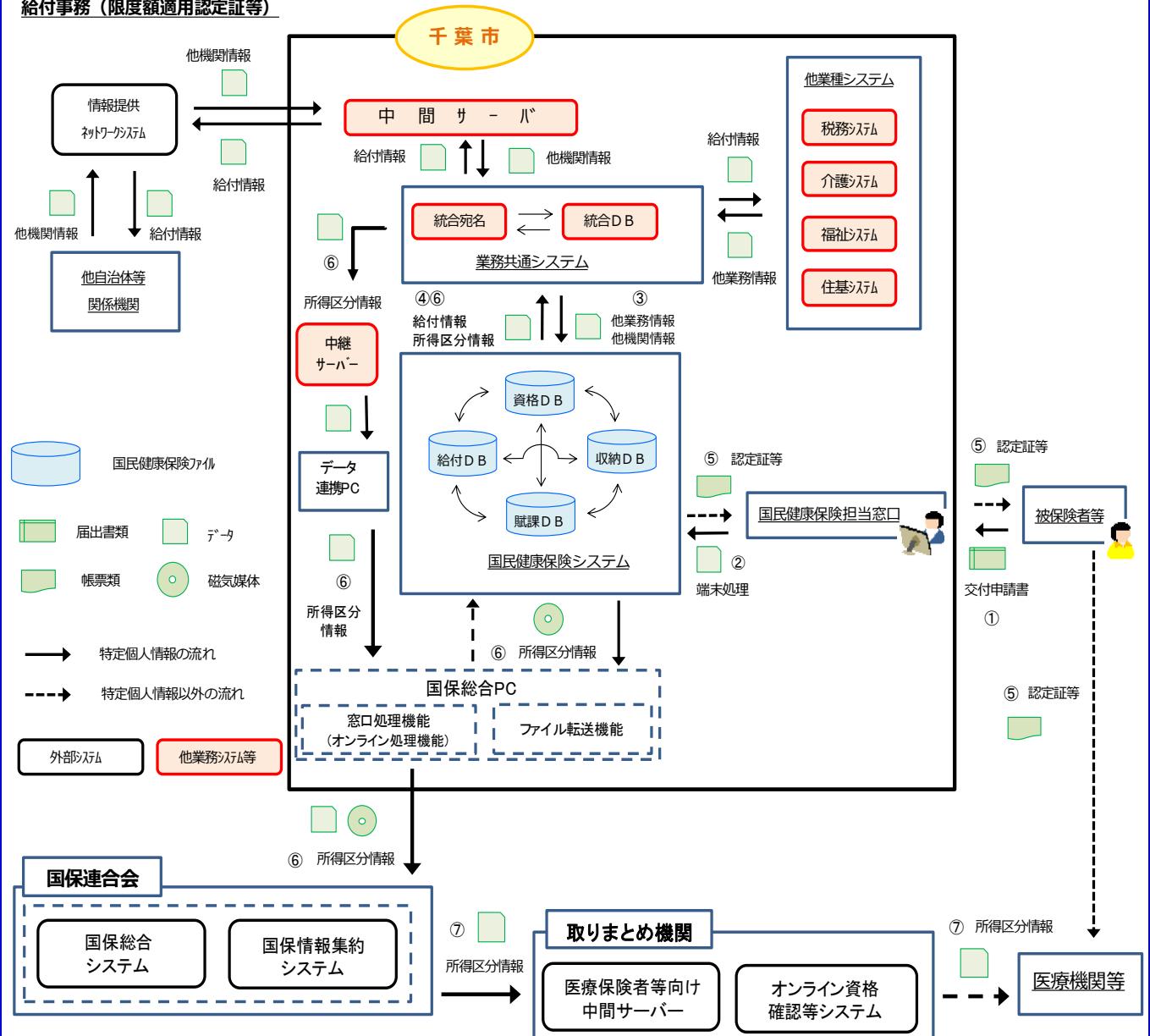


(備考)

- ① 被保険者の受診
- ② 診療報酬明細書の提出、審査
- ③ 被保険者のレセプトデータを国民健康保険システムへ登録
- ④ 情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務
- ⑤ 情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務
- ⑥ 過誤調整・再審査請求の登録、申出
- ⑦ 不当利得請求通知の作成、通知
- ⑧ 医療費通知の作成、通知
- ⑨ オンライン資格等確認システムでの医療保険資格確認による診療報酬明細書の振替

## (別添1) 事務の内容

### 給付事務（限度額適用認定証等）

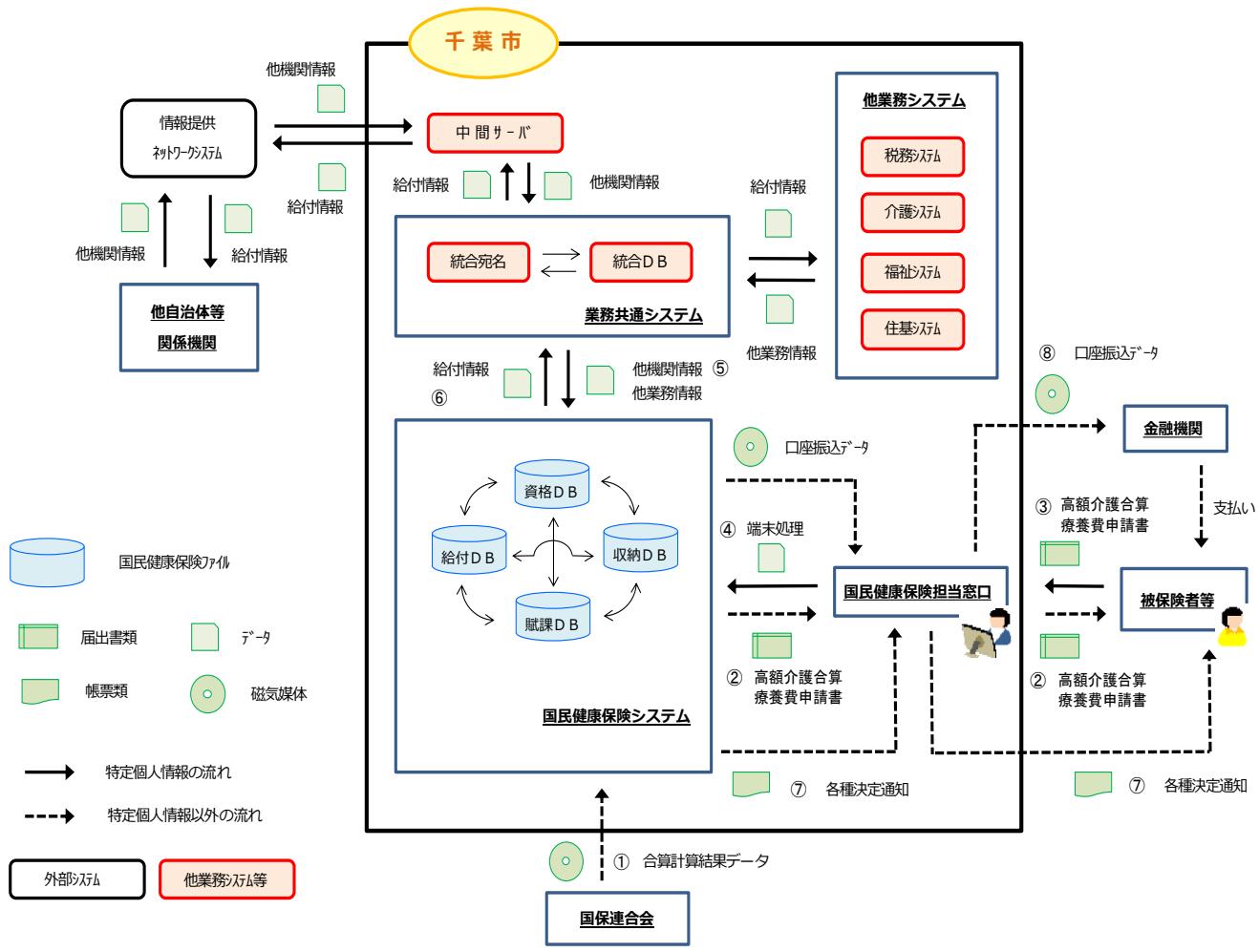


(備考)

- ① 世帯主からの申請（限度額適用認定証等）
- ② 申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ③ 情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報照会事務
- ④ 情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務
- ⑤ 認定証等の作成、交付
- ⑥ 国保総合PCを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携
- ⑦ 国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携

(別添1) 事務の内容

給付事務（高額介護合算療養費）



(備考)

- ① 被保険者の合算計算結果データを国民健康保険システムへ登録
- ② 高額介護合算療養費申請書の作成、送付
- ③ 世帯主からの申請(高額介護合算療養費)
- ④ 申請の内容を国民健康保険システムへ登録
- ⑤ 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務
- ⑥ 情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務
- ⑦ 各種通知の作成、通知(高額介護合算療養費支給決定通知等)
- ⑧ 世帯主への振込

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	市内に住所を有する者(一部市外在住含む)で、本市の国民健康保険の被保険者(国民健康保険法第5条)及び世帯主。また、国民健康保険の被保険者及び世帯主に該当しなくなった者で喪失後5年を経過しない者。	
その必要性	保有する特定個人情報により、保険料の賦課、収納及び還付等、また、保険給付の決定や療養費の支給等を適正かつ効率的に行うため必要となる。また、国民健康保険の喪失者等についても、同様の理由により特定個人情報を保有するが、その期間を5年とするのは、保険料の還付や給付の時効に合わせたものである。	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報      [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="radio"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>【識別情報】 対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 対象者の基本情報として管理するため</p> <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方税関係情報：保険料賦課及び保険給付を適正に行うため</li> <li>②医療保険関係情報：資格管理及び保険給付を適正に行うため</li> <li>③生活保護・社会福祉関係情報：資格管理を適正に行うため</li> <li>④介護・高齢者福祉関係情報：資格管理及び保険料賦課を適正に行うため (住所地特例、介護保険適用除外等)</li> <li>⑤雇用・労働関係情報：保険料賦課を適正に行うため(非自発的失業者減免等)</li> <li>⑥介護・年金関係情報：資格管理及び保険料の特別徴収を行うため</li> </ul>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	①千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役所市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	( 総務局情報経営部情報システム課、市民局市民自治推進部区政推進課、財政局税務部課税管理課、保健福祉局(保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険管理課) )
	[○] 行政機関・独立行政法人等	( 公共職業安定所、医療保険者、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構 )
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 他市町村 )
	[ ] 民間事業者	( )
②入手方法	[○] その他	( 千葉県国民健康保険団体連合会 )
	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール	[○] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム	
③入手の時期・頻度	[本人又は本人の代理人からの入手]	
	・国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。	
	[庁内連携システム(統合DB)からの入手]	
	①住基関係情報：住基システムの異動情報を即時更新する。	
	②地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。	
	③生活保護関係情報：隨時で関係部署から情報提供を受ける。	
	④介護・高齢者福祉関係情報：月次で関係部署から情報提供を受ける。	
	⑤介護・年金関係情報：介護保険システムの賦課異動情報等を月次更新する。	
	[情報提供ネットワークシステムからの入手]	
	①地方税関係情報：隨時で他市町村(1月1日住所地)から情報提供を受ける。	
	②医療保険関係情報：国保法施行規則に規定される申請等を受領する都度、必要に応じ入手する。	
④入手に係る妥当性	③雇用・労働関係情報：隨時で関係機関から情報提供を受ける。	
	[住民基本台帳ネットワークシステムからの入手]	
	・本人確認情報について、調査が必要になった都度入手する。	
	[国保連合会からの入手]	
	①資格継続業務	
	・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等)	
	・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。	
	平成30年4月1日以後に、日次の頻度。	
	②高額該当の引き継ぎ業務	
	・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)	

⑤本人への明示	<p>特定個人情報の入手及び使用について、以下の法令等において規定されていることから、本人への直接の明示は行わない。</p> <p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一(項番30)及び国民健康保険法施行規則の規定において明示されている。</li></ul> <p>【府内連携により入手】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第14条第1項の規定において明示されている。</li></ul> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。</li></ul> <p>【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第14条第2項の規定において明示されている。</li></ul>
---------	--

⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務を適正かつ公平に行うため、被保険者等の情報の把握が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</li> <li>・被保険者が申請等を行う際に、添付資料が省略できるなど市民の利便性向上のために利用する。</li> </ul>								
変更の妥当性										
⑦使用の主体	使用部署 ※	①千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稻毛区役所市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<p><b>【資格関連事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の異動情報及び住基情報等から、被保険者等に係る資格を適正に管理する。</li> <li>・資格情報及び所得情報等から負担割合を判定し、被保険者証の交付及び更新を行う。</li> <li>・医療保険者又は他市町村の資格情報から、資格期間を適正に管理する。</li> </ul> <p><b>【賦課関連事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び所得情報等から保険料の賦課決定を行う。</li> <li>・資格情報及び所得情報等から賦課情報を適正に管理する。</li> </ul> <p><b>【収納関連情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び収納情報等から、保険料の過誤納状況を把握し、還付・充当処理を行う。</li> <li>・賦課情報及び年金情報等から、特別徴収の管理を行う。</li> <li>・賦課情報及び収納情報等から、滞納管理を行う。</li> </ul> <p><b>【給付関連情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及びレセプト情報等から、保険給付情報の管理を行う。</li> <li>・所得情報及び資格情報等から、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。</li> </ul>								
情報の突合 ※	<b>【資格関連事務】</b>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出記載事項、住基情報及び他保険等の資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、資格管理や被保険者証等の交付等を行う。</li> </ul>									
	<b>【賦課関連事務】</b>									
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報、住基情報及び所得情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、保険料の賦課決定及び賦課情報の管理等を行う。</li> </ul>									
	<b>【収納関連情報】</b>									
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及び収納情報を宛名番号(又は符号)により突合し、過誤納状況の把握及び還付・充当処理を行う。</li> <li>・賦課情報、年金情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、特別徴収の判定を行う。</li> <li>・賦課情報、収納情報及び資格情報を宛名番号(又は符号)により突合し、滞納者管理及び滞納整理を行う。</li> </ul>									
	<b>【給付関連情報】</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報及びレセプト情報を宛名番号(又は符号)により突合し、保険給付情報の管理を行う。</li> <li>・所得情報及び資格情報等を宛名番号(又は符号)により突合し、限度額適用認定証等の所得区分の判定及び交付を行う。</li> </ul>										
⑨使用開始日	平成28年1月1日									

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <input type="checkbox"/> <選択肢> ( 6 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの運用保守委託契約
①委託内容	システムの運用保守に関すること
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性	システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に委託している。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害発生時の緊急対応及び [ ○ ] その他 (システムの運用保守作業を行ううえで必要不可欠な場合にのみ、担当課の ) 承認を得て当該システムを直接操作する。
⑤委託先名の確認方法	千葉市ホームページにて入札結果等の情報を公開している。また、千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。
⑨再委託事項	上記委託内容と同様

#### 委託事項2~5

委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンター)
①委託内容	①システムの稼働に必要なサーバ及びデータセンター機能の提供 ②バックアップデータの遠隔地保管
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性	事務の安定した執行と、情報資産の管理・保全のために委託している。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線 [ ]電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		千葉市ホームページにて入札結果等の情報を公開している。また、千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		NECフィールディングス株式会社 千葉支社
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用し、療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</li> </ul>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(注):県内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注) 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>
その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項1目によって不當利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・当該委託事務は、国民健康保険法第113条の3第1項に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>
③委託先における取扱者数		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。

⑥委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会		
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">[ 再委託する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。		
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。		
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務		
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>		
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。		
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">[ 10人以上50人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ○ ] 専用線    [ ] 電子メール    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)      [ ] フラッシュメモリ    [ ] 紙      [ ] その他 ( )</p>		
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。		
⑥委託先名		千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">[ 再委託する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>		
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)		

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(注):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 (注)国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>	
その妥当性		市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ○ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		支払基金	
⑦再委託の有無 ※		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
	委託事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	

	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]      1) 10人未満      2) 10人以上50人未満                                                3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満                                                5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線      [     ] 電子メール      [     ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)                                                [     ] フラッシュメモリ      [     ] 紙                                                [     ] その他      ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[     ] 再委託する      1) 再委託する      2) 再委託しない</p>
再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 21 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別紙1参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	番号法第9条第1号及び別表第一に定める事務実施所管課(別紙2参照)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一(別紙2参照)	
②移転先における用途	番号法第9条第1号及び別表第一に定める各事務(別紙2参照)	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	国民健康保険情報ファイルの更新の都度、統合DBに特定個人情報を格納する。	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <b>※</b>		<p><b>【データセンタにおける措置】</b>            ・24時間365日有人による入退館管理を行っている建物の中で、更に入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。            (注)生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認するなどの管理を行う。</p> <p><b>【区役所等窓口担当課及び健康保険課における措置】</b>            ・届出書などの紙媒体やデータの収受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することの出来ない執務室内での取扱いのみに限られている。また、使用後は定められた場所で施錠管理を行っている。            ・窓口業務については、紙媒体やシステム端末の画面が第三者に見えないような措置を講じている。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b>            ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。            ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
③消去方法	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の保管期間については法令上具体的な定めが無い。</li> <li>・給付や保険料の還付等に関する時効が5年であることから、国保加入世帯の全員の資格喪失後5年を保管期間としている。</li> </ul>												
④備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添のとおり

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システム	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>対象者以外の特定個人情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>【窓口、電話対応等からの入手】 ・個人番号カード、通知カード、運転免許証や旅券などの身分証明書による本人確認を厳守する。</p> <p>【府内連携による入手】 ・業務共通システムを介したデータ連携についても、ログを記録している。また、記録したログについては、一定の期間保管し必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p> <p>【国保連合会からの入手】 &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(注)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。 (注):ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手するこ <sup>ト</sup> とを防止するための措置の内 <sup>容</sup>	<p>必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>【窓口、電話対応等からの入手】 ・各種申請書の記載内容については法令等に定める項目としている。</p> <p>【府内連携による入手】 ・業務共通システムを介したデータ連携については、事前に照会先と協議を行った情報のみを入手できる仕様となっている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(注)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 (注):ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納付義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっている。またID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</li> <li>・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</li> </ul> <p>【国保連合会からの入手】 &lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p><b>【国保連合会からの入手】</b>  <b>&lt;国保総合PCIにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCIにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。</li> </ul> <p><b>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に対し、速やかに是正を求ることとしている。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。</p> <p><b>【国保連合会からの入手】</b>  <b>&lt;国保総合PCIにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されない。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・入手した特定個人情報について、国保システム等への入力、修正及び削除等の作業を行う場合には、入力作業等を行った職員以外による照合作業を行うことで正確性を確保する。</p> <p><b>【国保連合会からの入手】</b>  <b>&lt;国保総合PCIにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認する。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認する。</li> </ul> <p><b>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に対し、速やかに是正を求ることとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<b>リスクに対する措置の内容</b>	<p>特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</p> <p><b>【紙媒体に対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏えい・紛失を防止する。</li> <li>・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。</li> <li>・保存期間が終了するなど、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄する。</li> </ul> <p><b>【電子データに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を用いた連携を極力行わないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。</li> <li>・情報の入手はインターネットにつながるネットワークでは行わない。</li> </ul> <p><b>【業務共通システムに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務共通システムについては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報をやり取りすることで、漏えい・紛失のリスクを防止している。</li> </ul> <p><b>【国保連合会からの入手に対する措置】</b></p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いている。</li> <li>・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失するとのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による情報漏えい・紛失のリスクを避けるため、データ連携用PCによる自動授受を行う場合は次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員が取り扱うように限定する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出が行われていないか監視する。</li> <li>・専用ネットワークは、中継サーバ、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行い、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、迅速に実施する。</li> </ul> </li> <li>・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による授受による場合は、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>リスクへの対策は十分か</b>	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>—</p>	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。</li> </ul>		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>国民健康保険における特定個人情報は、職務上必要と認められる権限が与えられた者しかアクセスできないようにしている。</p>		
その他の措置の内容	<p>インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。</p> <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCIに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることではなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>(注)：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	2) 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。</p> <p>＜国保総合PCIにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・国保総合PCIにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【業務共通システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発効管理正規職員については人事情報に基づき、アクセス権限を設定する。また、非正規職員については業務所管課からの申請に基づき、ユーザIDを発効し、アクセス権限を設定する。</li> <li>・失効管理正規職員については人事情報に基づき、権限を有していた職員の異動／退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。また、非正規職員については契約期間の終了等に伴う業務所管課からの申請に基づき、アクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</li> </ul> <p>【国保システム】</p> <p>アクセス権限が必要となった場合は、情報システム責任者(健康保険課長又は当該課長が指定した者)及び所属内利用管理者(所属長又は所属長が指定した者)がIDを発行する。なお、アクセス権限を有していた者が異動などをした場合は、情報システム責任者が確認し、IDを失効させる。</p>		
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢>	1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>情報システム課にて定期的にIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動などにより業務上アクセスが不要となった者については、変更や削除を行い、残存を防止する。</p> <p>利用権限は職員単位や所属単位、機能単位に設定できる。</p>		

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【業務共通システムにおける措置】            ・システムのアクセスログ管理機能によって、職員の認証ログの管理を行うことにより、いつ、誰がシステムにアクセスしたかをログに記録する。            ・記録したログについては、一定の期間保管し、定期的に確認を行う。</p> <p>【国保システムにおける措置】            ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</p> <p>【国保総合PCにおける措置】            ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容を記録している。            ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>	
その他の措置の内容	端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	外部媒体へのデータコピーを行える者は情報システム責任者などに限定し、コピーした際に記録する。また、職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。  利用者は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について、誓約書に署名し所属長などに提出する。  情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告せるなど、不正な利用の牽制を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>バックアップファイル取得は、データセンター（入退室管理）での作業に限定されている。 国民健康保険オンラインシステムのEUC機能については、個人番号を抽出できないようにする。なお、個人番号を除く情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体などに複製する際は、操作ログを残す仕組みにしたうえで、情報システム責任者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。</p> <p>＜国保総合PCにおける措置＞            ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号用事務以外でデータが抽出等されることはない。            ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>(注):ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことです。</p> <p>・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による情報漏えい・紛失のリスクを避けるため、データ連携用PCによる自動授受を行う場合は次の措置を講じる。            ・データ連携用PCは、権限を付与された最小限の職員が取り扱うように限定する。            ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出が行われていないか監視する。            ・専用ネットワークは、中継サーバ、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。            ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行い、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、迅速に実施する。            ・国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受において、電子記録媒体による授受による場合は、次の措置を講じる。            ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。            ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。            ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。            ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。            ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報の保護に関する法律等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守することとしている。</li> </ul> <p>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS)態勢の構築</li> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> </ul>	
	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している      2) 制限していない</p>	
具体的な制限方法	<p>・契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。</p> <p>なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	
	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>	
具体的な方法	<p>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p> <p>・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</p> <p>・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	
	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 定めている      2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>

	<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。</li> <li>委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</p> <p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。</li> <li>情報の消去にあたっては、システム機器の物理破壊又は専用ソフトにより復元できないようにすることとし、職員立会いの下、あるいは職員自らが抹消措置を実施する。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</p> <p>規定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない</p> <p>具体的な方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。</li> <li>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> </li> <li>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>

	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;国保連合会及び国保総合(国保情報集約)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保情報集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保情報集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パーターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムの設置場所への、入退室管理、施錠管理等を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用や接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・情報の移転について、庁内ネットワークにおいて送信記録のログを取得している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内への移転については、番号法関連法令及び国民健康保険法に照らし、定められた事務についてのみ行うこととし、その際には、事前にデータ利用について移転先と協議を行う。
その他の措置の内容	情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスクに対する措置の内容	・庁内の移転については、データ連携について事前に協議した情報(注)及び移転先のみ、庁内連携システム上で行う。 (注)番号法関連法令(別表2)で定められた情報
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内の移転については、番号法関連法令(別表2)で定められた情報を統合DBに格納し、移転先が必要とする情報を統合DBから取得することで、データ連携を適切に行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。</p> <p>(注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体について、VPNなどの技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応などであり、業務上特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[       十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                  2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <p>番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかをチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[       十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                  2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【千葉市における措置】</b> 提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①セキュリティ管理機能(注)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>(注)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
--------------	---

## リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【千葉市における措置】</b> 中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示などにより情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 【千葉市における措置】

- ①当該事務の権限を有する職員のみに実施できるようアクセス権限を設定している。
- ②システム管理者が定期的に操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。

### 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えいなどのリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
	【千葉市における措置】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。 <サーバー室について> ・建物入口からサーバ室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。 ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内にサーバ室を設置する。 <区役所など執務室について> ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理している。 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破碎、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。 <電磁的記録媒体の保管について> ・施錠可能な保管場所に格納する。			
【遠隔地保管】 日々の業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。また、週毎に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。				
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込するがないよう、警備員などにより確認している。				

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><b>【千葉市における措置】</b> 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。</p> <p>(1)不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。</p> <p>(2)不正アクセス対策 ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。 ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><b>【国保総合PCにおける措置】</b> ・国民健康保険システムと国保総合(国保集約)システムとの情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を隨時に、できるだけ速やかに実施している。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p><b>【事例1】</b> ①事案／当該事案に関する個人情報の件数 「不審者情報」メールを希望する市民あてメールの誤送信(各受信者が他者のメールアドレスを閲覧できる状態となったもの)／127件 ②発生時期 平成30年6月 ③原因 職員の誤操作(「CC」欄に全送信先のメールアドレスを入力し送信) ④発生時の対応 全送信先へ事件の発生を周知・謝罪するとともに、誤送信したメールの削除を依頼</p> <p><b>【事例2】</b> ①事案／当該事案に関する個人情報の件数 文書の誤廃棄(戸籍証明等交付申請書及び住民票の写し・印鑑登録証明・所得証明交付申請書等について、不適正な保管手続により廃棄予定文書と混在してしまい、保存期間が満了していないにも関わらず、廃棄してしまっていたもの)／91,841件 ②発生時期 令和元年9月 ③原因 職員の確認漏れ ④発生時の対応 廃棄件数について調査を行い、事案発生について公表を行った。</p>
再発防止策の内容	<p><b>【事例1】</b> 府内システムで使用する共通メールソフトの設定を変更し、府外メールアドレス宛に送信するメールは全て強制的にBCCで送信されるようにした。</p> <p><b>【事例2】</b> 文書廃棄作業時に複数の職員による確認を徹底する。</p>
⑩死者の個人番号	[ 保管している ] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>個人番号を含めた宛名情報について        ①住民登録システムと異動データを連携(随時)することにより最新化する。        ②住民登録システムとの整合処置を定期的に実施する。</p> <p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】        &lt;国保総合PCにおける措置&gt;        ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。        ・国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>					
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク						
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>					
手順の内容	<p>・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理において消去する。        ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破碎などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。        ・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。        ・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</p> <p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】        &lt;国保総合PCにおける措置&gt;        ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。        ・国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である        3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>						

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><b>具体的なチェック方法</b></p> <p>【国保システムにおける措置】            ・情報セキュリティ責任者が職員などに対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><b>具体的な内容</b></p> <p>【国保システムにおける措置】            ・「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規定などの遵守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。            ①情報セキュリティ監査：情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を定期的に実施する。            ②関連規定などの遵守状況などの点検：情報セキュリティ責任者は、職員などの情報セキュリティに関する関連規定などの遵守状況の点検を実施する。            ③監査結果の事後装置：情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のための必要な措置を講ずる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】            ・運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【国保総合(国保集約)システム】            ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの 取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることがある)。</p>	

## 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【国保システムにおける措置】 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ責任者については、年1回以上情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を実施している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法</li> <li>②リスク分析手法</li> <li>③セキュリティ対策の導入及び運用手法</li> <li>④セキュリティ事故の事例</li> <li>⑤セキュリティ教育手法</li> </ul> </li> <li>・職員などに対しては、情報セキュリティの確保に関し、以下の内容を基本とした研修を年1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報セキュリティの重要性</li> <li>②情報システム利用者の責任</li> <li>③セキュリティ事故の事例</li> <li>④モラルの啓発</li> <li>⑤禁止行為及びそれに対する罰則</li> </ul> </li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回以上</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および会計年度任用職員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度:年1回以上</li> <li>・教育方法:未定</li> <li>・教育対象:特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>(注)番号法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)によるもの。</p>

## 3. その他のリスク対策

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

### 【取りまとめ機関における措置】

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。 (手数料額、納付方法：納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金または為替による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5145
②対応方法	問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和2年12月15日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	令和2年8月1日から令和2年8月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—

### 3. 第三者点検

①実施日	令和2年6月30日、10月26日、11月16日
②方法	千葉市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容については、現段階では妥当なものとして了承された。 なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきであるとの意見が付された。

### 4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法(以下単に「法」という。)第3条により、国民健康保険を行うものとされる。</p> <p>市町村に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者としない(適用除外)。</p> <p>市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。</p> <p>被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。</p> <p>千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。</p> <p>以下略</p>	<p>市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。</p> <p>都道府県内に住所を有する者は、当該都道府県が行う国民健康保険の被保険者(以下単に「被保険者」という。)とする(法第5条)が、市町村はそのうちの当該市町村内に住所を有する被保険者の管理を担い、被用者保険の被保険者等、法第6条の規定に該当する者は、国民健康保険の被保険者としない(適用除外)。</p> <p>市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付(以下単に「保険給付」という。)を行う(法第2条)。</p> <p>被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)に対し、国民健康保険に係る届出義務(法第9条)及び国民健康保険料(以下単に「保険料」という。)の納付義務(法第76条)を課している。</p> <p>千葉市は千葉市国民健康保険の保険者(保険制度を運営する団体)として、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下単に「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行うとともに、県内他市町村との間での被保険者情報について国保情報集約システムを介してデータ連携を行う。</p> <p>以下略</p>	事前	重要な変更
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<p>以上略</p> <p>【滞納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。</li> <li>・滞納情報から滞納処分(督促状含む)に関するデータを作成する。</li> </ul> <p>以下略</p>	<p>以上略</p> <p>【滞納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。</li> <li>・滞納情報から滞納処分に関するデータを作成する。</li> </ul> <p>以下略</p>	事後	重要な変更に当たらない変更 (誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	略	句点(。)が抜けていたため追加。(10か所)	事後	重要な変更に当たらない変更(誤記修正)
平成29年2月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	—	次期国保総合システムおよび国保情報集約システムについての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87、93の項) (注)別表第二の12、15、17、22、30、33、39、46、58、78、81、88、109、110、120の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の9、97、106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。  【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、44の項) (注)別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	○番号法第19条第7号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109、120の項) (注)別表第二の30、33、39、46、58、81、88、110の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。  【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 資格事務	—	国保連合会、次期国保総合システム、国保情報集約システム、国保総合PC、データ連携PC、中継サーバを追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 給付事務(高額療養費)	—	次期国保総合システム、国保情報集約システム、国保総合PC、データ連携PC、中継サーバを追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所保険年金課 ③花見川区役所保険年金課 ④稲毛区役所保険年金課 ⑤若葉区役所保険年金課 ⑥緑区役所保険年金課 ⑦美浜区役所保険年金課	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織名称等の形式的な変更)
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】略 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ①略 ②地方税関係情報：税システムの異動情報を月次更新する。 ③④⑤略 【情報提供ネットワークシステムからの入手】略 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】略	【本人又は本人の代理人からの入手】略 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 ①略 ②地方税関係情報：税システムの異動情報を週次更新する。 ③④⑤略 【情報提供ネットワークシステムからの入手】略 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】略	事後	重要な変更に当たらない変更(誤記修正)
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人からの入手】 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】についての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人からの入手】 【庁内連携システム(統合DB)からの入手】 【情報提供ネットワークシステムからの入手】 【住民基本台帳ネットワークシステムからの入手】について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】についての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所保険年金課 ③花見川区役所保険年金課 ④稲毛区役所保険年金課 ⑤若葉区役所保険年金課 ⑥緑区役所保険年金課 ⑦美浜区役所保険年金課	①千葉市保健福祉局健康部健康保険課 ②中央区役所市民総合窓口課 ③花見川区役所市民総合窓口課 ④稲毛区役市民総合窓口課 ⑤若葉区役所市民総合窓口課 ⑥緑区役所市民総合窓口課 ⑦美浜区役所市民総合窓口課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織名称等の形式的な変更)
平成29年2月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	—	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O] 提供を行っている ( 12 ) 件 [O] 移転を行っている ( 3 ) 件	[O] 提供を行っている ( 21 ) 件 [O] 移転を行っている ( 3 ) 件	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	略	市町村被保険者ID 適用開始年月日、適用開始届出年月日、適用開始異動区分、適用開始窓口コード、適用開始理由 適用終了年月日、適用終了届出年月日、適用終了異動区分、適用終了窓口コード、適用終了理由の11項目を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 【府内連携による入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> についての記載を追加。	事前	需用な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 【府内連携による入手】 について記載。	必要な情報以外を入手することを防止するため、以下の措置を講ずる。 【窓口、電話対応等からの入手】 【府内連携による入手】 について記載。	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納税義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</li> <li>・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</li> <li>・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</li> </ul>	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条(本人確認の措置)、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</li> </ul>	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> <国民健康保険システムにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条、番号法施行令第12条第1項及び番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</li> <li>・個人番号カード(又は通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合、住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において職員が本人確認情報と個人番号の確認を行う。</li> </ul>	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報について、国保システム等への入力、修正及び削除等の作業を行う場合には、入力作業等を行った職員以外による照合作業を行うことで正確性を確保する。</li> </ul>	左記に 【国保連合会からの入手】 <国保総合PCIにおける措置> <国民健康保険システムにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 【電子データに対する措置】 【業務共通システムに対する措置】について記載。	左記に 【国保連合会からの入手に対する措置】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続していない。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	バックアップファイル取得は、データセンター(入退室管理)での作業に限定されている。新国民健康保険オンラインシステムのEUC機能については、個人番号を抽出できないようにする。なお、個人番号を除く情報をEUC機能により抽出したファイルを電磁的記録媒体などに複製する際は、操作ログを残す仕組みにしたうえで、情報システム責任者が定期的に確認し、不正な複製を牽制している。	左記に ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	略	<p>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS)態勢の構築</li> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを追加</li> </ul>	事前	重要な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	略	<p>なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。</p> <p>を追加</p>	事前	重要な変更
平成29年2月22日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、当該作業場所以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>・システムによるデータ連携ではなく、委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul> <p>を追加</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<国保連合会における措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【千葉市における措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 について記載。	左記に 【国保総合PCIにおける措置】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(レセプトの紛失に関する記載)	(削除)	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	同上	事例2(メールの誤送信に関する記載) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	同上	—	事例3(メールの誤送信に関する記載) を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	個人番号を含めた宛名情報について ①住民登録システムと異動データを連携(隨時)することにより最新化する。 ②住民登録システムとの整合処置を定期的に実施する。	左記に 【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 <国保総合PCIにおける措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、新国民健康保険システムの処理において消去する。</li> <li>磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破碎などを行うことにより、内容を書き出すことができないよう)をする。)</li> <li>紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。</li> <li>特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</li> </ul>	左記に 【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 ＜国保総合PCIにおける措置＞ についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【国保システムにおける措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】について記載。	左記に 【国保総合(国保集約)システム】 についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【国保システムにおける措置】 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】について記載。	左記に 【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】 【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】についての記載を追加。	事前	重要な変更
平成29年2月22日	(別紙1)番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務	略	第19条第7号 別表第二の項のうち 9, 12, 15, 17, 22, 78, 97, 109, 120の項を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
平成30年3月23日	7. 評価実施機関における担当部署	今泉 雅子	貞石 渡	事後	職員名の変更
平成31年2月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長 貞石 渡	健康保険課長	事前	様式変更に伴う記載内容の変更
令和2年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略</li> </ul> <p>段落番号(1)を割り振る。</p>	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※	市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。 以下略	左記に (2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」についての記載を追加	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	新国民健康保険システム	国民健康保険システム  ※以降この評価書における「新国民健康保険システム」とあるものは全て「国民健康保険システム」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	【セキュリティ管理機能】 (注)「システム方式設計書_6.0_0_機能要件の整理 第1.1版」以降で提供予定。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム  ※以降この評価書における「次期国保総合システム」とあるものは全て「国保総合システム」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) 中略 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月 日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 中略 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の 引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC 及びデータ連携PCへ被保険者資格データを配 信する。	1. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) 中略 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得 喪失年月 日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファ イル) 中略 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の 引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PC 及びデータ連携PCへ被保険者異動情報を配信 する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・転入市区町村 ・転出市区町村	・転入地市区町村 ・転出地市区町村  上記の表記に修正する(8箇所)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) 以下略	左記に 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) についての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	—	システムに新たに 「医療保険者等向け中間サーバー等」 を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	以上略 (2)国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバへ格納し、情報提供ネットワークシステムを介して関係機関等へ提供する。	左記に (3)<オンライン資格確認の準備業務> についての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(2)行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現 ①資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、資格、賦課及び給付の適正化が図れる。 ②府内連携により個人情報が一元管理されることで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務の効率化及び正確化が図れる。	左記に (3)<オンライン資格確認の準備業務> についての記載を追加。	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出
令和2年12月18日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	左記に ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項 (42、43、44の項) (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	左記に <オンライン資格確認の準備業務> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 健康部 健康保険課	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 ※以降この評価書における「保健福祉局 健康部 健康保険課」とあるものは全て「保健福祉局 医療衛生部 健康保険課」と改める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(略)	各事務における図を変更する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	〈資格事務〉 (備考)	左記に ⑧国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの資格情報の連携を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	〈給付事務(レセプト管理)〉 (備考)	左記に ⑨オンライン資格等確認システムでの医療保険資格確認による診療報酬明細書の振替を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	〈給付事務(限度額適用認定証)〉 (備考)	左記に ⑥国保総合PCを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携 ⑦国保情報集約システムを使用した医療保険者等向け中間サーバーとの所得区分情報の連携を追加する	事前	重要な変更
令和2年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[ ○ ]その他 (国民健康保険団体連合会)	[ ○ ]その他 (千葉県国民健康保険団体連合会)	事後	重要な変更の項目に当たるが、脱字の訂正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【国保連合会からの入手】 ①国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 ：平成30年4月1日以後に、日次更新する。 ②高額該当の引き継ぎ情報 ：平成30年4月1日以後に、月次更新する。	【国保連合会からの入手】 ①資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) ：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ②高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) ：転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【国保連合会からの入手】 ・国民健康保険法第113条の3の規定による。 (被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託している。)	【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 以下略	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	( 3 )件	( 5 )件	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託化 ⑧再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	日本電子計算株式会社	NECフィールディングス株式会社 千葉支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	左記に以下の内容を追加 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市區町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託化 ⑧再委託の許諾方法	委託先はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	—	委託事項に新たに「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	—	委託事項に新たに 「医療保険者等向け中間サーバー等における 機関別符号取得等事務」 を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 以下略	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、記載をより詳細なものに修正したのみであり、リスクが高まるものではないことから、重要な変更に当たらない
令和2年12月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	新たに下記の項目を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格コード</li> <li>・在留期限年月日</li> <li>・券面記載の被保険者証記号</li> <li>・券面記載の被保険者証番号</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)</li> <li>・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</li> <li>・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</li> <li>・被保険者証裏面への性別記載の有無</li> <li>・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</li> <li>・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</li> <li>・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</li> </ul>	事前	事後で足りるもの任意に事前で提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>2. 特定個人情報の入手</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	共通基盤システム	<p>業務共通システム</p> <p>※以降この評価書における「共通基盤システム」とあるものは全て「業務共通システム」と改める。</p>	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	以上略 納稅義務者等 中略 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。	以上略 納稅義務者等 中略 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっている。またID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。 以下略	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【国保システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	左記に以下の内容を追加。 【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事後	重要な変更の項目に当たるが、記載漏れの修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更の項目に当たるが、他の項目との比較による修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<国保総合PCにおける措置> 中略 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。	<国保総合PCにおける措置> 中略 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	以上略 なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作業者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。	左記に <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。	左記に <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> についての記載を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul>	左記に <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	以上略 <ul style="list-style-type: none"> <li>記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul>	左記に <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。</li> <li>委託元の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて、職員がその内容を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託が終了した場合、個人情報を委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。</li> <li>情報の消去にあたっては、システム機器の物理破壊又は専用ソフトにより復元できないようにすることとし、職員立会いの下、あるいは職員自らが抹消措置を実施する。</li> </ul>	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。	・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。  また、上記に加え、 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	以上略 ・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。	左記に <取りまとめ機関における措置> についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(注2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に関する情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	以上略 ③特に慎重な対応を求める情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 以下略	以上略 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 以下略	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 以下略	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>【千葉市における措置】</p> <p>中略</p> <p>＜その他の対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー、端末機器、記録媒体などの廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</li> <li>・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。</li> <li>・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。</li> <li>・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。</li> <li>・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。</li> </ul> <p>中略</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域として、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【千葉市における措置】</p> <p>中略</p> <p>＜その他の対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</li> <li>・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。</li> <li>・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。</li> <li>・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁、破碎、溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。</li> </ul> <p>中略</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ul>	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>【遠隔地保管】</p> <p>中略</p> <p>・日々の退避データは一週間保存している。また、遠隔地保管については三週間保存し、その後データセンターで十週間(計十三週間)保存している。</p>	<p>【遠隔地保管】</p> <p>中略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の退避データは、データセンターにて1週間保存している。</li> <li>・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体をデータセンター保管庫で保管している。</li> </ul>	事後	重要な変更の項目に当たるが、事務の実態に合わせた修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容</p>	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(文書の誤廃棄に関する記載)  元々あった事例1を削除し、事例2を繰り上げ、新たに1件追加。	事後	重要な変更の項目に当たるが、経年に伴う修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容</p>	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(文書の誤廃棄に関する記載)  元々あった事例1を削除し、事例2を繰り上げ、新たに1件追加。	事後	重要な変更の項目に当たるが、経年に伴う修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	—	新たに <取りまとめ機関における措置> を追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更の項目に当たるが、表記の改善であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和2年12月18日	IV その他のリスク対策 ※ 3. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	左記に 【取りまとめ機関における措置】についての記載を追加。	事前	重要な変更
令和2年12月18日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	[無料]	[有料] (手数料額、納付方法:手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金または為替による。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	V 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課 043-245-5143	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5145	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月4日	令和2年12月15日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年12月14日から平成29年1月13日まで (31日間)	令和2年8月1日から令和2年8月31日まで	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年12月18日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年1月31日	令和2年6月30日、10月26日、11月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	VI 評価実施手続 ③. 第三者点検 ③結果	番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当であるとして了承された。なお、千葉市としては、千葉県国民健康保険団体連合会との契約を十分に吟味し、積極的な検査の実施や報告等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保に努められたいとの意見があった。	評価書の記載内容については、現段階では妥当なものとして了承された。 なお、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきであるとの意見が付された。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二	○番号法第19条第8号及び別表第二	事後	重要な変更の項目に当たるが、番号法改正による号ズレ修正であり、リスクが高まるものではないことから重要な変更に当たらない。
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定による。	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定による。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第7号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。	【情報提供ネットワークシステムからの入手】 ・番号法第19条第8号及び別表第2(項番42、43、44、45)の規定において明示されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第二に定める各事務(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月26日	(別紙1)	(別紙1)番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号及び別表第二に定める事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	(記載なし)	国民健康保険システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	(記載なし)	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5145	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5145	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<p>【賦課関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムから被保険者(擬制世帯主含む)(以下単に「被保険者等」という。)の所得情報を取得し、所得DBで管理する。</li> <li>・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。</li> </ul> <p>【収納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。</li> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。</li> </ul> <p>【滞納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、滞納データを作成し、滞納DBで管理する。</li> <li>・滞納情報から滞納処分に関するデータを作成する。</li> <li>・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。</li> </ul>	<p>【賦課関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムから業務共通システムを介して被保険者(擬制世帯主含む)(以下単に「被保険者等」という。)の所得情報を取得し、賦課DBで管理する。</li> <li>・被保険者等の資格期間及び所得情報などから保険料の決定・変更データを作成し、賦課DBで管理する。</li> </ul> <p>【収納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の収納情報を取得し、収納DBで管理する。</li> <li>・収納DBで管理している収納情報をもとに、還付・充当データを作成する。</li> </ul> <p>【滞納関連事務に係る機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収納DBで管理している収納情報を業務共通システムを介して滞納管理システムに連携し、管理する。</li> <li>・収納情報及び滞納情報により延滞金データの作成・管理を行う。</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109、120の項) (注)別表第二の30、33、39、46、58、81、88、110の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。 (注)別表第二の106の項に対応する国民健康保険関係情報の規定なし。  【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	○番号法第19条第8号及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、97、109、110、120の項 (注)別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。  【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二の42、43、44の項 (注)別表第二の45の項に対応する別表第二省令の公布後、改めて一部改正により追加予定。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	収納事務 他業務システム 税務システム	収納事務 他業務システム 税務システム(滞納管理システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署(保健福祉局(保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険課))	評価実施期間内の他部署(保健福祉局(保護課、高齢障害部高齢福祉課、高齢障害部介護保険管理課))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	5件	6件	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	(記載なし)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	(記載なし)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> <p>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効。「地方自治法(昭和22年法律第67号)」第236条1項]によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	(記載なし)	千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託 ⑦再委託の有無※	(記載なし)	再委託する	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要          4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託          委託事項6          再委託          ⑧再委託の許諾方法</p>	(記載なし)	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する
令和5年10月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。	<国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> </ul>	<p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</li> <li>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</li> <li>・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS)態勢の構築</li> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> </ul>	<p>選定時においては、以下の事項を入札参加資格としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの認証(ISO27001)を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること</li> <li>・プライバシーマーク又はTRUSTeのいずれかを取得していること</li> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報の保護に関する法律等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> <li>・開発時においては、情報セキュリティ管理者・責任者を定め、プロジェクトメンバーにセキュリティ管理規約を遵守させることとしている。</li> <li>なお、国保連合会への委託に関しては、千葉市の情報セキュリティ対策基準に基づき、国保連合会において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。</li> <li>・ISO/IEC27001と同等の情報セキュリティマネジメント(ISMS)態勢の構築</li> <li>・個人情報の管理的な保護措置(個人情報等取扱規程、体制の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(専用カードによる入館制限、施設および設備の整備、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセスログの管理、アクセス制限の設定等)</li> <li>・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制御方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p>＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p> <p>具体的な方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	(クラウドに関する記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> </li> <li>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	(クラウド移行作業に関する記載なし)	<p>＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要的複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たらないものの、運用開始前に事前に提出・公表する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回以上</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul>	<p>【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度:年間1回以上</li> <li>・教育方法:集合教育</li> <li>・教育対象:職員および会計年度任用職員</li> <li>・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul>	事後	他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない